

行政不服審査

～行政不服審査を円滑に実施するために～

約50年ぶりに全部改正された行政不服審査法が、平成28年度より施行されています。公平性・使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡充の観点から、審理員制度の導入や有識者からなる第三者機関の設置、不服申立手続の審査請求への一元化など、大幅な改正が行われました。

本研修では、それぞれの市町村で行政不服審査を適切かつ円滑に実施できる職員的能力養成を目指します。

開催要領

日程	平成29年5月31日(水)～6月1日(木) (2日間)
場所	全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分
対象	行政不服審査に携わる市区町村等の職員 2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。 ※議員の方も参加可能ですが、市区町村職員を対象とした研修のため、実務的な内容となっておりますのでご注意ください(各自治体の現状や施策を基に、グループで討議をしていただく時間もあります。)。また、申込人数によっては受講をお断りすることがありますので、予めご了承ください。なお、お申込みは必ず議会事務局を通じてお願いします。
募集人数	30人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。 なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。
宿泊	研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。
経費	15,270円 上記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。 なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。
申込期限	平成29年4月10日(月)まで ※申込後、4月当初の人事異動に伴う受講者の変更については、柔軟に対応します。
申込方法	JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」 からお申し込みください。 議員の方は、議会事務局を通じてお申し込みください。 「Web申込み」が難しい場合は、受講申込書によりFAXでも受け付けています。 ※受講申込書はJIAMホームページの書類様式集(http://www.jiam.jp/doc/)にも掲載しております。
受講決定	受講の可否については、開講日の約1か月前までに通知をお送りします。 経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。
事前課題	研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。 受講決定通知とともに課題図書(購入費用は研修経費に含む。) をお送りしますので、一読のうえ当日お持ちください。
その他	受講決定後のキャンセルにつきましては、受講決定通知とともに送りする課題図書の経費(実費)を申し受けます。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団

全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

TEL 077-578-5932

FAX 077-578-5906

[e-mail] kenshu@jiam.jp

[ホームページ] <http://www.jiam.jp>

- 最寄り駅は、JR湖西線唐崎駅です。
- JR京都駅から唐崎駅までの所要時間は、約15分です。
- JR唐崎駅から研修所までは、徒歩約3分です。



研修所までの交通のご案内



【研修の内容及び日程】

5/31

(水曜日)

11:00～

入寮受付・昼食

12:30～

開講・オリエンテーション

13:00～15:35

【講義】行政不服審査における実務のポイント

徳島県小松島市法務監・弁護士 **中村 健人** 氏

主に運営上の課題(審理員の業務遂行、審査庁・審査会の実務、事務局体制など)を中心に、実務でポイントとなる事柄について解説していただきます。

15:50～17:20

【演習】課題解決フォーラム

徳島県小松島市法務監・弁護士 **中村 健人** 氏

審理手続を進める上で、市町村職員が実務上悩まれると思われる課題を題材に、グループワーク、発表、講評をしていただきます。

17:50～

交流会

夕食を兼ねて、ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

6/1

(木曜日)

9:25～14:10

【講義】行政不服審査と地方公共団体の課題

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 **宇賀 克也** 氏

行政不服審査法の全部改正の経緯や改正点、地方公共団体にとって有する意義や課題等について解説していただきます。

14:10～14:40

ふりかえり、研修アンケート記入、閉講

平成28年度研修受講者の声 ～研修アンケートから～

- 審査請求の流れのチャート図など、要点がまとまった講義で大変分かりやすかったです。注意点や事務など実践的な内容も多く参考になりました。
- 行政不服審査法にそって詳しく解説いただき理解が深まりました。審理員の指名を要しない要件や第三者機関の諮問を要しない場合なども勉強できて良かったです。

◆本年度、JIAMでは訟務に関する次の研修を開催します。詳細は研修日の約2か月前にお送りする研修案内ちらしをご覧ください。

研修名	研修期間	対 象	募集期間
訴訟等実務	平成29年10月23日(月)～27日(金)	訴訟等に係る基本的な知識を有している市町村職員 ※民事及び行政事件訴訟の訴状・答弁書の作成演習を予定しているため、訴訟等に関わる基本的な知識を有している方を対象とします。	8月2日(水) ～9月8日(金) (予定)
	(内容)民事・行政事件訴訟の実務に必要な知識を習得します。 自治体を巡る訴訟の動向を把握します。 住民監査請求から住民訴訟に至るプロセスと紛争処理の留意点を理解します。 訴状及び答弁書の作成演習を通じて実践力を養います。		

◎研修内容については、都合により変更になることがありますので、予めご了承ください。

なお、研修についての最新情報は、JIAM ホームページをご覧ください。

◎受講者による講義中の録音・写真撮影は、固くお断りしております。

◎当研修所では、宿泊室を全室禁煙としております。喫煙は所定の喫煙場所をお願いいたします。

JIAM
メールマガジンの
お知らせ

当研修所では、メールマガジンを発行しています。各研修に関する最新情報などを定期的にお知らせします。ぜひご登録ください。読者登録は、JIAM ホームページで受け付けています。